

# 「臓器移植医療対策のあり方に関する提言」に対する取組

# 「臓器移植医療対策のあり方に関する提言」を受けた新たな取組（1）

「臓器移植医療対策のあり方に関する提言」を受け、令和4年度は各都道府県の普及啓発の活動実績の調査、小児の臓器提供におけるガイドラインの改正、脳死判定目的の転院搬送に関する検討等が行われた。

項目	取組		
	R4年度の取組	R5年度に実施	R6年度に実施
<b>①臓器移植に関する普及啓発の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>臓器提供の意思表示の促進</li> <li>ACPの一環として家族内で臓器提供について話し合う機会</li> <li>臓器提供を誇りと思うような啓発</li> </ul>	厚労科研 瓜生原班「行動科学を基盤とした科学的根拠に基づく臓器・組織移植啓発モデルの構築に関する研究」		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県における普及啓発の活動実績の調査</li> <li>パイロット県での市民啓発と意思表示行動変容に関する定性・定量調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県の臓器移植実施大学主催の市民公開講座を開催</li> <li>地域における啓発資材の開発、啓発websiteの構築</li> <li>科学的根拠に基づく啓発マニュアルの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発された啓発資材を用いた各都道府県の普及啓発体制の提案</li> <li>普及啓発マニュアルの実装</li> </ul>
<b>②臓器提供の意思を公平・適切に汲み取ることができる仕組みの整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>小児臓器提供で虐待を受けた疑いに係る判断基準を明確化</li> <li>15歳未満の小児の知的障害等の取扱</li> <li>適切に臓器提供に関する選択肢の提示が実施されるような取組</li> <li>選択肢提示に対する診療報酬</li> <li>GCS3レジストリ</li> <li>脳死判定等を目的とした転院搬送</li> </ul>	ガイドライン改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>院内体制整備事業の参加施設等で選択肢提示の実施状況を調査し、臓器提供連携体制構築事業の連携施設でGCS3レジストリ（終末期患者の治療実態）を調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関に対し、選択肢提示を行うための支援（選択肢提示のマニュアルの作成やシミュレーションの実施）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児の臓器提供における虐待事例を除外する手順の明確化</li> <li>15歳未満の知的障害者等について、知的障害等がない者と同様に、遺族の書面による承諾により臓器提供を可能とする</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「脳死判定目的の転院搬送に関する作業班」において転院搬送の課題の抽出とそれに対する対策を議論、第61回臓器移植委員会で検討結果を報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自施設内で臓器提供を全うできない施設を対象として転院搬送のモデル地域での運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>脳死判定を目的とした転院搬送のモデル地域での検証（転院搬送後に臓器提供が行えないと判断された場合の対応等）</li> </ul>

# 「臓器移植医療対策のあり方に関する提言」を受けた新たな取組（2）

第62回臓器移植  
委員会資料  
令和5年3月6日

「臓器移植医療対策のあり方に関する提言」を受け、令和4年度は心停止後臓器提供・移植の実態調査、現行の脳死判定基準で脳死判定困難な場合の補助検査の位置付けの検討、重症患者初期支援充実加算の新設等が行われた。

項目	取組		
	R4年度の取組	R5年度に実施	R6年度に実施
<b>③医療技術の活用による適切な臓器移植医療の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 心停止後臓器提供</li> <li>● 法的脳死判定に補助検査を導入</li> </ul>	厚労科研 湯沢班「心停止後臓器提供数の減少への効果的な対策に資する研究」	AMED 剣持班「心停止後臓器提供時のECMO（による臓器（肝臓・脾臓・腎臓）機能温存）」	
	・心停止後臓器提供・移植の実態調査と課題の抽出、心停止後臓器提供を円滑に行うための提言	・心停止後臓器提供のドナー候補にECMOを装着し、脾臓、腎臓の移植を実施	・心停止後ECMO装着を行ったドナーからの脾臓移植、腎臓移植の経過を評価
	厚労科研 横田班「現在の脳死判定基準で脳死判定が困難な事例における脳死判定代替法の確立に向けた研究」	・法的脳死判定マニュアルの改訂について検討	・補助検査を用いた法的脳死判定を検討
	・現行の脳死判定基準で脳死判定困難な場合の補助検査の位置付け、従来からの脳死判定法の代替が可能であるかを検討		
<b>④多職種連携による家族支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 臓器提供に関わるコーディネーターの負担</li> <li>● 終末期にある家族への長期的・多角的支援</li> </ul>	厚労科研 横田班「臓器・組織移植医療における医療者の負担軽減、環境改善に資する研究」  ・重症患者初期支援充実加算（入院時重症患者対応メディエーターの配置）の新設	入院時重症患者対応メディエーターと院内臓器提供コーディネーターの役割の明確化	院内臓器提供コーディネーターの育成と教材開発、標準的活動指針作成
		都道府県臓器移植コーディネーター設置要綱改訂 臨床心理士の家族支援への参画	臓器提供施設連携体制構築事業等で都道府県臓器移植コーディネーターの育成 JOTコーディネーターと都道府県臓器移植コーディネーターのタスクシェア
			3

## 法的脳死判定における補助検査

「臓器移植医療対策のあり方に関する提言」において、脳死が強く疑われ、本人や家族に臓器提供の意思があるにも関わらず、脳幹反射消失の確認等ができないために臓器提供を行うことができない事例があることを受け、補助検査等の代替手段の導入等によって脳幹反射消失や無呼吸の診断が可能か検討するべきであるとされた。厚生労働科学特別研究事業「現在の脳死判定基準で脳死判定が困難な事例における脳死判定代替法の確立に向けた研究」（研究代表者：横田裕行）において補助検査等の位置付けを検討した。

### 研究班の検討

#### 法的脳死判定

深昏睡

瞳孔散大固定

脳幹反射消失

対光反射、角膜反射、眼球頭反射、前庭反射、  
咽頭反射、咳反射、毛様脊髄反射

平坦脳波

自発呼吸の停止（無呼吸テスト）

#### 補助検査

脳血流の消失の確認

脳血管CT血管造影法、脳血管造影検査、  
脳血流シンチグラフィ等

聴性脳幹反応（ABR）消失の確認

#### 体外式膜型人工肺（ECMO）下の場合

無呼吸テスト実施の可否

### 検討結果

眼球損傷、鼓膜損傷や、高位脊髄損傷の患者が脳死が強く疑われる状態となった場合、脳死判定の項目を可能な限り行うことを前提として、脳血流の停止、あるいは聴性脳幹反応と体性感覚誘発電位で脳幹由来の波形の消失を確認することで脳死の診断が可能である。また、体外式膜型人工肺等を装着した患者で脳死が強く疑われた場合の脳死判定は、膜型人工肺のsweepガス流量の調整で脳死判定が可能である。

## 都道府県コーディネーターの人材確保

都道府県臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）については、地域において臓器移植の普及定着を図るために果たす役割の重要性から、その設置にあたって効果的かつ積極的な推進を図ってきたところであるが（「都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について」健臓発第0320001号 平成15年3月20日）、国内の移植医療推進にあたり、都道府県臓器移植コーディネーターの業務を更に明確化するよう、「都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について」の改正を行う。

### 改正の概要

#### ○ 設置場所

- ・臓器移植医療に関わる業務を行うのに適すると認めるところ。

#### ○ 業務内容

##### 【日常業務】

- ・都道府県内における地域住民の臓器提供・臓器移植に関する理解を深めるための普及啓発に係る事業を推進すること。
- ・「臓器提供施設連携体制構築事業」等を活用して院内ドナーコーディネーター等の育成を行い、臓器提供に係る医療提供体制や、関係機関との連携体制を整備する。

##### 【臓器提供可能者発生時業務】

- ・臓器提供可能者の発生時から主治医及び院内ドナーコーディネーターと連絡を取りつつ、臓器提供の医学的適応の確認等の初動対応を行うこと。
- ・臓器提供可能者の臓器提供に係る意思の確認や臓器提供可能者の家族に臓器提供・臓器移植について説明をするとともに、臓器提供に係る承諾書の作成を行う。
- ・円滑な移植の実施を図るため、関係機関（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク、臓器提供施設、移植実施施設、児童相談所、福祉事務所、警察署、臓器搬送に係る組織等）との連絡調整を行うこと。

#### ○ 都道府県臓器移植コーディネーターの採用要件

- ・複数名設置することが望ましい。